

可児市いじめ重大事態調査報告書

【令和5年度（2023年度）事案No. 2】

令和7年3月7日

可児市教育委員会
いじめ重大事態調査委員会

第1 重大事態調査の位置付け

令和6年1月12日にいじめを受けたとされる児童生徒・保護者から、「5月に発生した事案がまだ解決されていないと考えており、このことで当該児童生徒は、心身に被害を受けるとともに、相当の期間学校を欠席するに至っている。教育委員会主体で、いじめ重大事態として調査をしてほしい。」と申し立てがあり、当該学校から令和6年1月15日にいじめに関する重大事態の発生（疑いを含む。）報告書が可児市教育委員会（以下「市教委」という。）に提出された。市教委は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第28条第1項第1号及び第2号の重大事態の申し立てであると判断し、令和6年1月17日に可児市長へいじめに関する重大事態の発生（疑いを含む。）について報告を行った。

第2 調査の目的、調査組織の構成

1 調査の目的

本調査は法的責任追及ではなく、重大事態に対処し当該重大事態と同種の事態の発生防止に資することを目的として、公平・中立の立場で事実確認、学校対応の検証分析を行うことで同種の事態の発生防止に向けた提言等を行う。

2 調査組織の構成

調査主体は市教委であり、可児市子どものいじめの防止に関する条例（以下「条例」という。）第19条の規定により、いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する重大事態に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため市教委が設置している第三者組織である本委員会、「可児市教育委員会いじめ重大事態調査委員会」（以下「調査委員会」という。）が本事案の事実関係を明らかにするための調査、分析等を行った。

本事案に係る調査委員会の構成員は、次のとおりである。

	氏名	役職（推薦団体）
委員長	宮本 正一	中部学院大学教育学部特任教授
委員（団体推薦）	徳広 圭子	社会福祉士（岐阜県社会福祉士会）
委員（団体推薦）	石丸 千絵	臨床心理士（岐阜県臨床心理士・公認心理士協会）
委員（団体推薦）	早川 貞子	学校心理士（日本学校心理士会 岐阜支部）
委員（団体推薦）	木下 貴子	弁護士（岐阜県弁護士会）
委員	児玉 佳也	精神科医

※任期は、令和5年4月1日～令和7年3月31日

ただし、木下貴子委員は、令和6年5月17日～本事案調査終了のときまで
児玉佳也委員は、令和5年4月1日～令和7年1月28日まで

第3 当該事案の概要

1 基礎情報

- ・発生した学校 可児市立*****
- ・対象児童生徒 ■年 氏名： ■ (性別) ■ △

■年 氏名： ■■■■■ (性別) ■ ■■■ B

■ Aの欠席状況 (令和5年 ■■■ から令和7年 ■■■ まで)

令和5年	■■■■■
欠席日数	
令和6年	
欠席日数	
令和7年	
欠席日数	

2 当該事案の概要

令和5年5月2日 体育の授業において、50m走のタイム計測があった。■■■ Bが■■■ Aの計測を担当したところ、■■■ Aのタイムがいつもより速かった。授業後、教室に戻り、■■■ Aが周りの■■■ に50m走のタイムについていつもより速かったことについて、■■■ Bの計測ミスがあったと話していた。それを聞いた■■■ Bと■■■ Aの間で、身体的衝突が起こった。その後、■■■ Aは心身に被害を受けるとともに、相当の期間学校を欠席していると■■■ Aの保護者から訴えがあった。

第4 調査の内容

1 調査方法

- ・調査委員会で、各種学校提出資料等から資料分析を行った。
- ・調査委員会の委員が、A調査班、B調査班及び学校調査班の3班に分かれ、聴き取り調査を行った。
- ・調査委員会の委員が、可児市いじめ防止専門委員会及び市教委の聴き取り調査を行った。

2 調査内容

(1) 調査委員会の活動状況

日	活動	内容
令和6年2月26日	第1回調査委員会会議	事案の概要及び学校提出資料等から資料分析について、協議した。
3月21日	第2回調査委員会会議	事案の概要、調査方針、詳細調査(聴き取り調査)について協議した。
5月8日	聴き取り調査事項の共有	聴取内容等について調査委員会で共有した。
6月21日	第3回調査委員会会議(書面開催)	今後の詳細調査の方針等について決議した。
7月	詳細調査(聴き取り調査)	調査委員会が詳細調査を行った。

8月30日	第4回調査委員会会議	上記詳細調査（聴き取り調査）の各調査班からの報告・検討を行った。
10月4日	可児市いじめ防止専門委員会聴き取り調査	調査委員会が可児市いじめ防止専門委員会の聴き取りを行った。
10月24日	第5回調査委員会会議	事実関係の検討・協議を行った。
11月7日	可児市いじめ防止専門委員会及び市教委聴き取り調査	調査委員会が可児市いじめ防止専門委員会及び市教委の聴き取りを行った。
11月28日	第6回調査委員会会議	事実関係の検討・協議を行った。
令和7年1月28日	第7回調査委員会会議	事実関係の検討・協議、学校対応等・提言について協議を行った。
2月13日	第8回調査委員会会議	報告書案の内容について、検討・協議を行った。
2月25日	第9回調査委員会会議	報告書案の内容について、検討・協議を行った。
3月7日	第10回調査委員会会議	報告書案の内容について、検討・協議を行った。

(2) 調査委員会の詳細調査

委員が次の3班に分かれ聴き取り調査を実施した。

▶A調査班

- ・聴取対象者：■■■■ Aの父母
- ・調査日：令和6年7月21日

※■■■■ Aの両親の意向を踏まえ、■■■■ Aへの聴取を行うことはできなかった。

▶B調査班

- ・聴取対象者：■■■■ B、■■■■ Bの父母
- ・調査日：令和6年7月14日

▶学校調査班

- ・聴取対象者：関係教職員等 6人（担任、学年主任、生徒指導担当、教頭、校長、スクールカウンセラー）
- ・調査日：令和6年7月11日、7月19日

(3) 可児市いじめ防止専門委員会及び市教委聴き取り調査

▶市教委等調査班

ア 可児市いじめ防止専門委員会

- ・聴取対象者：可児市いじめ防止専門委員会 4人（委員長、事務局長、事務局職員2人）
- ・調査日：令和6年10月4日、11月7日

イ Bの訴え（事件当日 給食前 [redacted]、担任が聴取）

2 関係児童生徒からの聴取内容

下記は、事件当日又は令和5年5月3日（以下「事件翌日」という。）に、当該学校の担任及び学年主任が関係児童生徒から聴取した内容である。

ア [redacted]からの聴取内容（事件当日 掃除後 [redacted] 担任が聴取）

イ [redacted]からの聴取内容（事件当日 [redacted] 学年主任が電話で聴取）

ウ [redacted]からの聴取内容（事件翌日 [redacted] 担任が聴取）

エ [redacted]からの聴取内容（事件翌日 [redacted] 学年主任が聴取）

オ [redacted]からの聴取内容（事件翌日 [redacted] 生徒指導担当が聴取）

カ [redacted]からの聴取内容（事件翌日 [redacted] 生徒指導担当が聴取）

[Redacted]

第6 当該事案の事実経過

1 当該事案の事実経過

学校が提出した資料及び調査班の聴き取りから把握した事実経過は次のとおりであった。

(1) 事件当日 3時間目 体育の授業時間

[Redacted]

(2) 事件当日 体育授業後の教室への戻り道

[Redacted]

(3) 事件当日 体育授業後の休み時間

[Redacted]

(4) 事件当日 4時間目後

[Redacted]

(5) 事件当日 昼休み

[Redacted]

・15時10分頃、学年主任は■■■■ Bの保護者へ架電し、事態について説明を行った。帰宅した■■■■ Bから事態の報告を受けていた■■■■ Bの母は、■■■■
■■■■、旨を話した。

・17時頃、担任は■■■■ Aの保護者へ架電し、事態について説明を行った。

・17時30分頃、■■■■ Aの保護者が来校。担任、学年主任、生徒指導担当の3名が面談を行った。■■■■ Aの母から、①■■■■ Aだけが昼休みや授業時間を使ってまでも聞き取りが行われ下校時間も過ぎた、②聞き取りが圧迫だったのではないか、③■■■■ Aの話は教員に信じてもらえなかった、等が話された。学校は対応が不十分であったこと等について謝罪した。

(2) 事件翌日

・学校は事態を目撃した■■■■ から聞き取りを行った。

・10時頃、■■■■ Aの母が学校に架電。事態についての確認等があり、学年主任と生徒指導担当が応答した。

・12時10分頃、学年主任は■■■■ Bの母に架電。■■■■ Bの母から、■■■■
■■■■ 旨の報告や要望を受けた。

・17時15分頃、生徒指導担当から■■■■ Aの母に架電。■■■■ Aの母からは、5月2日の事態や、■■■■ Aが■■■■ Bに行った行為についての確認等があった。

(3) 令和5年5月11日

・20時50分頃、■■■■ Bの母が学校に架電。学校は■■■■ Bの母から、■■■■
■■■■ 等 ■■■■ Bの心情を聞き取った。

(4) 令和5年5月12日

・昼休み、学校は■■■■ Bとの話し合いの場を設け、5月2日の対応について謝罪した。

・16時頃、■■■■ Bの保護者が市教委を訪問。(詳細は「2 学校の設置者の対応について」を参照)

- (5) 令和5年6月19日
・学年主任が■■■■ Aの教育相談（定例で全■■■■ に行う面談）を実施した。■■■■
■■■■
- (6) 令和5年6月27日
・15:30頃、■■■■ Aの母が市教委を訪問。（詳細は後述「2 学校の設置者の対応について」を参照）
- (7) 令和5年6月29日
・学年主任が■■■■ Aの面談を実施した。■■■■
■■■■ 学年主任はカウンセリングの提案を行ったが、■■■■ Aは興味がないと答えた。
- (8) 令和5年7月3日～5日
・7月3日に■■■■ Aの母が校長にメールを送信し、7月5日に教頭がメールを返信した。■■■■ Aの母から複数の要望や確認を受けた学校は、■■■■ Aの保護者と面談を行いたい旨を伝えたが、■■■■ Aの母は文書での回答を求めた。
- (9) 令和5年7月7日・10日・11日・12日・25日
・教頭らが■■■■ Aの母からのメール対応。
- (10) 令和5年7月28日、8月1日
・■■■■ A母の要望を受け、生徒指導担当と担任が■■■■ A宅へ家庭訪問や電話連絡を行った。
- (11) 令和5年8月2日・23日・29日・30日
・■■■■ A母の要望を受け、電話連絡とメールの対応。
- (12) 令和5年9月19日～21日
・■■■■ A欠席のため担任が■■■■ A母へ架電。21日は■■■■ A宅へ家庭訪問。
- (13) 令和5年10月4日・5日
・■■■■ Aの欠席連絡の際、■■■■ Aの母から、①5月2日の出来事についての事実確認、②■■■■ Aが登校できるよう学校はどのような対応をするのか説明してほしい旨の要望、等があった。
- (14) ■■■■
・事案発生後の■■■■ Aの欠席が22日に至った。

(15) [redacted]
・事案発生後の [redacted] Aの欠席が30日に至った。

(16) 令和6年1月12日
・ [redacted] Aの保護者から市教委へ「いじめ重大事態」と申し出があった。

2 学校の設置者の対応について

(1) 令和5年5月8日
・ [redacted] Aの母が市教委に電話をした。市教委は、学校から聞いている事件の概要を説明した。

(2) 令和5年5月12日
・ [redacted] Bの父母が市教委に行き、本事案について説明した。その内容は次のとおりであった。

[redacted]

(3) 令和5年6月27日
・ [redacted] Aの母が市教委に行き、本事案について相談をした。

(4) 令和5年7月3日・5日・6日、8月30日以降
・ [redacted] Aの母から学校及び市教委に対し、本事案含めた学校対応等について複数回連絡が入った。

(5) 令和6年1月12日
・ [redacted] Aの保護者からいじめ重大事態と申し出があった。

(6) 令和6年1月15日
・ 学校から市教委へ「学校いじめに関する重大事態の発生報告書」が提出された。

(7) 令和6年1月17日
・ 可児市教育委員会が「いじめ重大事態」と判断した。

(8) 令和6年2月26日
・ 第1回調査委員会会議が開催され、市教委主体で調査委員会が調査することが決定した。

(9) 令和6年3月25日

- ・市教委担当者が■■■■Aの保護者に詳細調査前の説明を行った。

(10) 令和6年3月26日

- ・市教委担当者が■■■■Bの保護者に詳細調査前の説明を行った。

3 学校及び学校の設置者の対応に係る考察

(1) 学校対応について

ア いじめ事案としての対応

学校は事案が発生した当日の■■■■Bに対する聞き取りで、①■■■■、②■■■■、③■■■■、を聴取していた。

いじめの防止等のための基本的な方針（平成25年10月11日文科科学大臣決定。平成29年3月改訂版。以下「国のいじめ基本方針」とする。）5頁には、「けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため」、丁寧に調査した上でいじめに当たるか否かを判断する姿勢が重要であることが示されている。同様の文言は、当該校の「学校いじめ防止基本方針」7頁にも明記されており、前述①～③を確認した学校はいじめ対応も取るべきであった。

また学校は、「学校としては、本件は■■■■同士のトラブルと捉えている。」
「保護者への対応について協議・報告する会などは行ってきた。さらに必要に応じて市教委への相談・報告等を行って来た。」「しかし、■■■■Aの母が1月に主張された『■■■■Bのいじめにより■■■■Aの生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがある、■■■■Aが相当期間欠席することを余儀なくされている疑いがある』という認識は持っていないため」、「いじめの発見や相談を受けた時の対応」「いじめられた児童生徒またはその保護者への支援」「いじめた児童生徒またはその保護者への支援」は特に行っていない旨を記した資料を本調査委員会に提出した。

「調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意すること」は、いじめ重大事態の調査に関するガイドライン（文部科学省令和6年8月改訂版。以下「新ガイドライン」という。）14頁にも示されている。「いじめ未然防止・対策委員会」等を設置することなく、いじめでは無いと判断してしまうことは、いじめを見逃す要因になるため、学校は認識を改める必要がある。また、市教委や可児市いじめ防止専門委員会（以下、「防止専門委員会」とする。）の関与がありながらも、いじめの認知が適切に行われなかったことは指摘せざるを得ない。

イ 事実確認について

国のいじめ基本方針別添2には「児童生徒や保護者から『いじめではないか』との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する」とあり、国のいじめ基本方

針5頁には、「行為の対象となる児童生徒本人が苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った児童生徒に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である」ことが示されている。学校は「いじめ」という言葉が使用されていない相談であっても、「真摯に傾聴」した上で「法の趣旨を踏まえた指導」を行う必要があると理解できる。

事案が発生した当日は、担任だけが[]の聞き取りを行っており、十分な事実確認がなされないまま[]が下校に至った。また、事案発生時の学校対応には、[]A・[]B共に「信じてもらえなかった」という感情を抱き、保護者は[]の言い分を代弁しなければならない状況になった。聞き取りが「真摯な傾聴」であったとは認めがたく、当日の指導の方法や内容は「法の趣旨を踏まえた適切な対応」と言えるものでもなかった。これについて学校は、本調査委員会の聴取にて「（[]と保護者が）一番最初のところで不信感を持った」と省みていた。学校には、[]や保護者との信頼関係を構築することを前提に、いじめに関する法令等を遵守した対応が求められる。

ウ 暴力行為としての対応

文部科学省は「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」において「暴力行為」を「児童生徒が故意に有形力（目に見える物理的な力）を加える行為」と定義している。「ア いじめ事案としての対応」で示した①～③の行為が「暴力行為」に値する行為であったことは明らかである。

「生徒指導提要」には暴力行為が発生した場合の対応として、「たとえ緊急対応を要しない場合であっても、暴力行為が認められた場合には、対応について早急に学校長などの管理職の指示を仰ぐ必要がある」等とある。本調査委員会に提出された記録からは、当日中に生徒指導担当から教頭に報告がなされており、暴力行為への対応は概ね適切になされていたことが確認できた。

エ 不登校事案としての対応

国のいじめ基本方針32頁には、「法第2号の『相当の期間』については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である」とある。同様の指示は、新ガイドライン3頁にも明記されている。

[]Aの欠席日数は[]頃から増加し、同月には4日続けて欠席することがあった。これは「一定期間、連続して欠席しているような場合」にあたる。また、事案が発生した令和5年5月2日以降の[]Aの欠席日数は、[]の末日で10日、[]末日で22日、[]に30日に至った。新ガイドラインが示す「不登校の『疑い』」は[]から生じていたと考えられる。

しかしながら学校は、「[]まで不登校はまだ深刻化しておらず、重大事態の要件を満たしていなかったことや、保護者からもそのような申し立てはなかったことから、重大事態の認識はなかった。」と本調査委員会に報告した。

学校や学校の設置者は不登校の「疑い」が生じた段階で不登校対応を行うべきであり、「深刻化」や「申し出」を待つ必要はない。■■■■、■■■■Aに「連続した欠席」が認められた時点から不登校に係わる支援に着手し、欠席の背景を「調査」ないし「アセスメント」することが出来ていたとしたら、事態の複雑化や長期化を防ぐことができていたかもしれない。

オ 教育相談的対応

令和6年8月30日以前（改訂前）のいじめ重大事態の調査に関するガイドライン10頁には、申し立てを受けた場合の対応として「被害児童生徒・保護者が精神的に不安定になっている場合、カウンセリングや医療機関によるケアを受けるように勧めること。この際、可能な限り、学校の教職員やスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー（以下「SSW」とする。）等が寄り添いながら、専門機関による支援につなげることが望ましい。」ことが記されていた。

本調査では、学校と市教委が■■■■Aに対するカウンセリングの提案を行っていたことは確認できた。このように「専門家による支援」を提案したことは適切な対応であった。一方、多くの要望を挙げる■■■■Aの母に対しては、配慮を心がけていたことが理解できたものの、■■■■Aの母が抱える不安等への理解が十分であったとは断言できなかった。■■■■

■■■■Aの母にも専門家による「寄り添い」を提案すべきであった。

(3) 学校の設置者の対応に係る考察

当時の市教委担当者が本事案について対応した最初は、令和5年5月8日に■■■■Aの母から電話を受けたときだった。これ以降、市教委が■■■■A・■■■■B両保護者に対応したときは、日時、場所、相手、対応者、対応内容を記すことができる様式を使って記録をしている。ただし、その記録の多くは■■■■A・■■■■B両保護者の主訴について書いてあり、それに対して市教委がどのように返答したのか、またこれを受けて市教委内で誰と誰がどのように検討をしたのか、学校にはどのような指導や指示をしたのかなどがわからなかった。

令和6年1月15日に学校から市教委へ「学校いじめに関する重大事態の発生報告書」が提出された後の対応については、ガイドライン等に則り、概ね適切に行われていたことを確認した。

第9 当該事案への対処及び再発防止策の提言

1 学校への提言

(1) いじめの理解

学校は令和6年7月11日に行われた本調査委員会の聴取においても、「■■■■Aも■■■■Bもいじめを受けているとは訴えていなかった、そういうふうにも解釈しましたので、学校としてはいじめとは捉えないよねというような解釈で、今もいまず」と話した。

国のいじめ基本方針5頁には、「行為の対象となる児童生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った児童生徒に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である」ことが示されており、■■■■がいじめを訴えていない場合においても、学校は「法の趣旨を踏まえた適切な対応」をしなければならない。それゆえ、「平時からすべての職員は、法、基本方針、いじめ重大事態の調査に関するガイドライン、及び『生徒指導提要（改訂版）』を理解することが必要である。」と新ガイドライン6頁にも記されている。

いじめ対応については、司令塔を担う校長はもとより、いじめ対策組織の中核メンバーとなる管理職及び生徒指導担当、児童生徒の諸問題に関わる教育相談コーディネーターや特別支援コーディネーターをはじめとするすべての教職員が、「法のいじめ」について適切な理解を得る必要がある。いじめを看過しないためにも、国のいじめ基本方針や新ガイドラインを再確認し、いじめの理解が改められるよう策を講じられたい。

(2) 適切な対処等のあり方についてのマニュアル作成

国のいじめ基本方針には、「学校いじめ防止基本方針」を定める意義の一つは、「学校はいじめへの対応が個々の教員による対応でなく組織として一貫した対応となる」ためであることが記されている。本事案のように、当日の対応は事態の顛末を大きく左右するものであるため、「学校いじめ防止基本方針」に従い「組織として一貫した対応」を徹底してほしい。

国のいじめ基本方針24・25頁には、「適切な対処等のあり方についてマニュアルを定め（『早期発見・事案対処のマニュアル』の策定等）、それを徹底するため、『チェックリストを作成・共有して全教員で実施する』」といった具体的な対応策が記されている。これに倣いながら、①「いじめ未然防止・対策委員会」を中心に、組織で対応すること、②「法のいじめ」の有無を確認すること、といった本事案の初動において必要であった項目を加味し、事案対応マニュアルやチェックリストを作成してほしい。

(3) 専門家の積極的な活用

国のいじめ基本方針には「必要に応じて、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー、弁護士、医師、警察官経験者など外部専門家等が参加しながら対応することにより、より実行的ないじめの問題の解決に資することが期待される」ため、法第22条が規定されているとある。問題が複雑化

した場合には、それに応じた専門家を参加させる必要があるため、教員には「外部専門家等」に係わる知識や活用スキルを身につけることが求められる。

可児市には、県から派遣されるSCに加え、市が採用するSCやSSWが配置されている。また、市長部局の組織として防止専門委員会があり、いじめ防止や早期発見、いじめに対する措置を行う多くの「外部専門家等」がいる。しかしながら、令和5年度にはいじめの重大事態が2件発生した。このような現状を鑑みると、「より実行的ないじめの問題解決」をこれまで以上に具現化する必要があるだろう。これについては後述する「2 学校の設置者に対する提言」の「(4) 人的体制の整備」「(6) 防止専門委員会との有機的な連携・協働」を実現してほしい。

(4) 教育相談体制の拡充

学校には、いじめや不登校の課題を深刻化させないための取り組みが必要である。「生徒指導提要」137頁には、問題が複雑化し対応が難しくなるケースの一般例として「学校として特に配慮が必要な児童が関わるケース」や「学校と関係する児童生徒の保護者との間に不信感が生まれてしまったケース」等が挙げられている。そして、「このようなケースについては、できるだけ早い段階から、SCやSSW等を交えたケース会議で丁寧なアセスメントを行い、多角的な視点から組織的対応を進めることが求められる」とある。これに示される通りの対応が取られていたとしたら、本事案においても複雑化を防ぐことができたかもしれない。

「学校として特に配慮が必要な児童生徒が関わるケース」の把握については、「スクリーニング会議」の実施が有効である。平時から在籍する児童生徒の背負うリスクを把握し、軽微な変化を確認した際には早期に対応を行うことが深刻化させないための鍵になる。これについては、文部科学省が令和2年3月に刊行した「スクリーニング活用ガイド」を手引きとし、生徒指導ならびに教育相談体制の充実を図ってほしい。

「学校と関係する児童生徒の保護者との間に不信感が生まれてしまったケース」の対応については、SCやSSWの活用が有効であることは自明である。身近にいる専門家を積極的に活用するためにも、令和6年に岐阜県教育委員会学校安全課が改訂刊行した「SC・SSW等活用ハンドブック」を手引きとし、教育相談体制の拡充を図られたい。

(5) 教員に求められる資質の向上

中央教育審議会が令和3年1月26日に取りまとめた「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～(答申)」には、教師に求められる資質・能力として、使命感や責任感、教育的愛情、教科や教職に関する専門的知識、実践的指導力、総合的人間力、コミュニケーション能力、ファシリテーション能力などが挙げられている。そして「教師が、時代の変化に対応して求められる資質・能力を身に付けるためには、個々の教師が養成段階に身に付けた知識・技能だけで教職生涯を過ごすのでは

なく、求められる知識・技能が変わっていくことを意識して、継続的に新しい知識・技能を学び続けていくことが必要である。」としている。

「求められる知識・技能が変わっていくことを意識して、継続的に新しい知識・技能を学び続け」ることは、本事案にみる学校の課題を解決することと軌を一にしており、このように教員の資質を向上することが今回のようないじめの再発防止につながると考える。その際の知識・技能としては、不安を抱える児童生徒や保護者を「エンパワーメント」するための知識や技能の獲得、信頼関係を重視する「ラポール」のマインドなど、コミュニケーション能力を身につけることが資質向上の一助となるだろう。具体的な研修については、後述する「(7) いじめに関する研修」を参照されたい。

2 学校の設置者に対する提言

(1) コンプライアンスの遵守

いじめに関する法令等は、常に見直されている。令和6年8月30日に「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」が改定されたことは記憶に新しいが、本事案が発生する前にも令和5年7月7日に「『いじめ重大事態調査の基本的な対応チェックリスト』の配布について(事務連絡)」が出されている。そのチェックリストは編集可能なファイルで配布されたため、各学校や学校設置者が編集することも可能だが、これを市教委で活用した形跡がない。

可児市いじめ防止基本方針(以下「市のいじめ基本方針」という。)は、その最後に基本方針の検証について「市は、この基本方針について次に掲げる指標を参考数値として総合的に評価を行い、3年毎に見直しを行う。」と記しているが、3年を待たずして実態に応じた改正を柔軟に行っているときもある。このように今後も、いじめに関する国の法令やガイドラインだけでなく、生徒指導や教育相談等に関する方針が変更された際にも、可児市の法令も見直すようにし、コンプライアンスを遵守しなければならない。

特に、令和5年4月1日にこども家庭庁が発足し、こども基本法(令和4年法律第77号)が施行されてからは、「児童の権利に関する条約」の精神にのっとり、こどもまんなか社会の実現に取り組むようになった。これに伴い、従来文部科学省でなされてきたいじめ防止対策は、引き続き文部科学省が主導しつつ、地域におけるいじめ防止対策の体制構築等の学校外のアプローチについてはこども家庭庁が担うなど、より重層的に対応するようになっている。こどもの権利擁護、こどもの人権尊重の観点からも、可児市の法令等を見直してほしい。

(2) 記録とその保管

当時の市教委担当者が残した本事案に関する最初の記録は、令和5年5月8日に■■■■Aの母が市教委に電話してきたときのものである。それ以降の市教委の記録の中には、様式があるにもかかわらず前述のように記載漏れがあるなど、不備も見られた。新ガイドラインには「重大事態調査を行う際は、正確な記録が必要であり、推測や感想のような記録は事実の検証が困難となる。『確認できた事項』と『確認

できなかった事項』等の情報が記録として残っていることが望ましく、例えば、『いつ』『どこで』『誰が』『誰に』『何を』『どうした』等が明記されている記録が望ましい。」とあるが、正確な記録のためにも、様式の見直しをされたい。

また市教委では、いじめと暴力行為、希死念慮については、基本的に月末に学校から報告してもらうことになっている。その際の記録用紙は、岐阜県教育委員会の指導の下、いじめ・暴力行為・希死念慮それぞれに様式が異なっている。これらについて統一できるところは様式を一緒にしたり、月末を待たず事案が発生したら速やかに市教委へ報告する等、学校現場の負担を増やすことなく、情報が速やかに市教委へ届くように改められたい。

(3) 市教委による組織的な対応

「可児市教育委員会の事務組織等に関する規則（平成6年可児市教育委員会規則第7号）」によれば、市教委事務局には教育総務課と学校教育課があり、第10条に学校教育課の分掌事務として「（1）学校の組織、編成、教育課程、学習指導、生活指導及び職業指導に関すること。」が記されている。いじめに関しては、この「生徒指導・・・に関すること」に含まれることから、そもそもは学校教育課が所管すべきものである。

「令和5年度可児市教育委員会事務の点検・評価報告書（令和6年度実施）」には、学校教育課が「いじめの未然防止と早期対応の充実」のため、「校長会・教頭会・生徒指導主事会で、いじめの未然防止や早期発見に重点をおいて指導を継続した。さらに、いじめが重大事態に発展しないような初期対応のあり方についても研修を行った。」こと等が確認できた。一方で「いじめ重大事態調査委員会を速やかに招集し、説明に努めた。」り、「委員からの質問に対する回答や資料提供など、適切に対応した。」ことは教育総務課が行った業務となっている。このように「いじめの未然防止・早期対応」といじめ重大事態が発生したときで担当課が異なっていることは、可児市教育委員会の事務組織等に関する規則第10条に規定する学校教育課の分掌事務（1）と齟齬が生じている。

もとよりいじめに関する対策は、市のいじめ基本方針に記されているように「いじめの防止」から「いじめの早期発見」「いじめへの対処」「当事者へのケア（見守り）」の4つを遺漏なく行う必要がある。そしてこれらは、特段の理由がない限り、「可児市教育委員会の事務組織等に関する規則」に従えば、学校教育課が担うことになる。仮にこのまま学校教育課と教育総務課の2課に分けるのであれば、「この人だったらできる/できない」と人によって振り分けたり、その時々で担当を変えるのではなく、そもそも組織としてどうあるべきか考えるべきである。そのうえで、どちらがどこまで行うのか業務内容をはっきりさせ、2課が連携する方策を検討してほしい。

またいずれにしても、その業務に漏れがないように対応マニュアルを作成するなど、市教委において組織的に対応できるように整備されたい。

(4) 人的体制の整備

法第14条第3項には「教育委員会といじめ問題対策連絡協議会との円滑な連携の下に、地方いじめ防止基本方針に基づく地域におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うようにするため必要があるときは、教育委員会に附属機関として必要な組織を置くことができるものとする。」とあるが、現状では市教委にこの「いじめの防止等のための対策を実効的に行う」ための組織がない。

これは法上は任意設置の組織だが、法第28条第1項に定める学校の設置者が設ける重大事態の調査組織と兼ねることもできることから、現状の「可児市教育委員会いじめ重大事態調査委員会」の名称変更や条例改正等により、本調査委員会に担わせることが可能である。可児市の市長部局には防止専門委員会があるが、これは条例第13条第1項に「委員会は、いじめに関する市長の諮問に応ずるほか、通報又は相談のあったいじめについて、その解決を図るために必要な調査、審査、審議又は関係者との調整を行います。」と記されているように、「通報又は相談のあったいじめ」への対処を行う組織である。そのため、市のいじめ基本方針に書かれている4つの対策のうち、通報・相談のあった「いじめへの対処」「当事者へのケア（見守り）」は担えても、通報・相談のない「いじめへの対処」「当事者へのケア（見守り）」や通報・相談の有無にかかわらず「いじめの防止」「いじめの早期発見」を行うのは難しい。このことから、すべての子どもに対して「いじめの防止」から「いじめの早期発見」「いじめへの対処」「当事者へのケア（見守り）」を遺漏なく行うため、市教委は「いじめの防止等のための対策を実効的に行う」ための組織である附属機関を、早急に設置する必要がある。

(5) 財政上の措置

本調査委員会の委員は多くが職能団体から推挙されており、そもそも他に本業がある。本調査委員会は6名が委員となっているが、これらが集まり委員会を行うための日程が調整できるのは、せいぜい月に1回程度である。ただし、委員は委員会に出席する以外に、個々で学校や市教委等から提供された膨大な資料の読み込みやその整理、追加資料の提供依頼、関係法令の確認、委員や事務局との対面やオンライン、電話、メール等での情報共有や意見交換、聴取に関する打ち合わせ、それらをまとめた報告書執筆など、多くのエフォートを割いている。

また、特に不登校の子どもの場合、進級して学年が変わったり、
ことで、環境が変わって登校できるようになることもある。

対象児童生徒やその保護者の「いじめの事実関係を明らかにしたい」、「何があったのかを知りたい」という切実な思いを理解し、事実関係を可能な限り明らかにし、調査結果を対象児童生徒・保護者等に対して適切に説明するためには、拙速にならないように慎重さが求められ、心身ともに非常に負担が大きい。

その上、本調査委員会では本事案と同時期に別の重大事態調査も同じ6人の委員で担うことになったため、その労力は単純に考えても2倍となった。このようなときには条例第21条第3項に「教育委員会は、複数の重大事態の発生その他必要と認

める場合は、第1項に規定する人数を超えて調査等が必要な事案ごとに、3人以内を調査委員会委員に委嘱することができます。」とあるので、今後はこのように事案ごとに委員を分けて、同時期に複数事案を担当しないように調整すべきである。

調査委員会の委員はそれぞれの分野の専門職であるが、過度な業務負担があると調査そのものに支障を及ぼす可能性もある。法第10条には「国及び地方公共団体は、いじめの防止等のための対策を推進するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。」とあることから、重大事態の組織や調査についても財政基盤を整えられたい。

(6) 防止専門委員会との有機的な連携・協働

前述のように、可児市には「通報又は相談のあったいじめ」への対処を行う市長部局の組織として防止専門委員会がある。この防止専門委員会は、市のいじめ基本方針によると「専門委員や事務局職員が定期的に（ほぼ2ヶ月に1回）市内小中学校を訪問し、相談で関わった子どもたちの状況について教職員から説明を受けることとする。」となっている。

そのため防止専門委員会の委員は、卒業まで見届けたと聴取において述べた。ただしこのことについて規程等に記されたものはない。そのため、以後、重大事態に関係する子どもたちのフォローはどこが行うのか検討した後、仮に防止専門委員会が担うとするのであれば、それを職務として明文化すべきである。

また条例第13条第2項に「市長は、法第28条第1項の規定による調査に並行して行う調査及び法第30条第2項の規定による調査を、委員会に行わせることができます。」と書かれてあり、防止専門委員会は再調査と並行調査を行うことができるようになっている。本事案について令和5年12月に当時の市教委担当者から電話で、重大事態になりそうな2事案の概要を説明し、そのうちの別事案については学校主体で調査委員会を作るが、そこに防止専門委員会の弁護士に入ってもらえないかという相談が、防止専門委員会事務局にあった。結果的に学校主体の調査にはならず、教育委員会主体の本調査委員会で調査することになったと事務局は報告を受けたが、令和6年1月25日の令和5年度第5回(72回)可児市防止専門委員会会議で、再調査とか並行調査のことがあるので、防止専門委員会の委員にも知っておいてもらおうと、事務局が本事案と同時期に発生した事案の合計2事案について、口頭で報告をしている。その理由としては、突然防止専門委員に再調査のお願いがいくよりか、事前情報を知っておいてもらった方が動きがスムーズにいくと防止専門委員会事務局が思ったからである。そもそもこのように再調査になる前に事案について防止専門委員会に報告する是非は問われなければならないが、この時に2事案とも事案発生から今後の予定まで、時系列で学校名も含めて報告している。ちなみに本事案について本調査委員会の委員が知ったのは、調査委員会事務局から事案が発生したので調査委員会を開く日程を調整したいとの依頼のメールが届いた令和6年1月29日であり、詳細については同年2月20日の第1回いじめ重大事態調査委員会

委員は事案についての説明を受けた。このように、結果として本調査委員会より先に防止専門委員会が知ることについても疑問を感じる。このようなことが守秘義務違反にならないように、ルール化すべきである。

総じて市教委と市長部局にある防止専門委員会が、有機的に連携・協働する方策も検討されたい。

(7) いじめに関する研修

可児市内の小中学校の教員は、市教委や校内等の研修を受けるなど、これまでもいじめに関する研鑽を積んでいる。しかしながら、可児市では令和3年度の別事案に続き、令和5年度にも本事案が起きた。このように、短期間にいじめ重大事態が続いていることは重く受け止めてほしい。またこのことは、本事案が起きた学校だけでなく、市内全小中学校で「我が事」として受け止めるべきである。

そしてこのようなことを防ぐためには、従前の研修に加え、より実践で活かすことができるような研修を積極的に行ってほしい。具体的には、いじめに関する講義だけでなく、事例検討やロールプレイなどの演習も増やし、教職員の実践力を高めるはどうか。その際、学校や教員の対応方法だけでなく、いわゆる「被害」「加害」と言われる \blacksquare やその保護者がどのような気持ちでいたのか、その辛さや不安も理解してほしい。

(8) 提言の実現

本調査委員会は、令和3年度に可児市で起きた別のいじめ重大事態について調査し、令和4年3月11日に市教委へ答申を出した。そこでは下記のような5つの再発防止に係る提言を行った。

- (1) コンプライアンスを重視した組織的な対応
 - ・各学校の基本方針や「可児市いじめ防止基本方針」への十分な理解、方針に基づく適切な対応。
- (2) いじめに対する組織的な対応
 - ・初期対応の重要性、被害側の視点で捉えた組織的な対応。
 - ・「可児市いじめ防止専門委員会」の積極的な活用、市教委における市長部局との連携。
- (3) スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの積極的な活用
 - ・心理、福祉、医療等の専門的知識を有する者の学校いじめ未然防止・対策委員会への参画。
 - ・事案に応じた専門的知識を有する者の初期段階での積極的活用、そのための市教委における学校への指導、体制の整理。
- (4) 可児市におけるいじめ重大事態の対応体制について
 - ・事案に応じて調査主体を設置者が学校とするかを選択できるよう、現行体制の速やかな見直し。
- (5) 再発防止に向けて
 - ・市教委・市内小中学校全体で振り返り、改善し、本事案を活かすこと、学校はどうか行動すべきであるのか、市教委は学校をどう支援すべきなのか検討を深めること。
 - ・専門家を活用した「SOSの出し方教育」の充実。

「いじめの重大事態について（概要版）」より

これを受けて、可児市及び市教委は事案に応じて調査主体を設置者か学校とするかを選択できるように条例や市のいじめ基本方針を、速やかに改定した。また翌年度よりSOSの出し方教育にも力を入れ、こども課や子育て支援課、健康増進課、福祉支援課と協力して、「SOSの出し方に関する教育」のビデオを作成し、市内で活用するなど、迅速に取り組んでいる。またこの間、市費で配置しているSCとSSWの活動時間や回数は年々増えている。このように市教委が令和3年度の提言を真摯に受け止めて対応していることについては、非常に高く評価できる。またこの提言にないことでも、例えば令和3年度の場合、学校教育課で生徒指導を担当する指導主事は外国籍の子どもたちのことも担当していたが、令和6年度からは生徒指導と外国籍のことでそれぞれ1名ずつ教員籍を配置している。このことによつて、今年度からは生徒指導主事は生徒指導に関することに専念できるようになった。このように、市教委は子どもたちや学校のためにたゆまぬ努力を続けている。

一方で、市内で重大事態が再度起きたということは、重く受け止めるべきである。特に防止専門委員会の積極的な活用や市教委における市長部局との連携については、本調査委員会が調査した限りにおいては、双方がその必要性を感じながら、具体的な方策が検討されていなかった。また本事案については初期の段階でSCやSSW等が当該校の学校いじめ未然防止・対策委員会に参画していたら、結果は違ったのではないかと思われる。そのため、これまで本調査委員会が提言してきたことについては、これからも改善するように努力してほしい。

また市のいじめ基本方針に書かれている「可児市いじめ防止教育プログラムの開発・実践：教育委員会は可児市における学校が取り組んでいる内容について、大学の専門家等からの助言を受け、見直し、改善を図る。」など、まだ実施していないものについても、速やかに取り組んでほしい。